

事務連絡
令和2年12月24日

各位

国土交通省自動車局旅客課

「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律」の施行について(周知依頼)

平素より、国土交通行政に関して格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、今般、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局より、別紙事務連絡のとおり、令和2年12月21日の閣議決定により、標記の法律が令和2年12月28日に施行されることが決定されましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会（貴機構）の傘下会員等への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、当局において祝日の移動を周知するチラシ（別紙2）を作成しておりますので、下記のURLよりダウンロードしていただき、ご活用ください。

【参考URL】

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/tokyo2020/2021holiday_flyer.pdf

別添資料

- ・ 事務連絡
- ・ 別紙1 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
- ・ 別紙2 チラシ

以上

国土交通省自動車局旅客課（企画班）
電話：03-5253-8569